

本庁と総合支庁との間で移譲する事務・権限（令和8年度）

I 本庁から総合支庁へ

計 8 件

(1) 補助金 6 件

提案部局	本庁 所管課	総合支庁 移譲先	補助金の名称	移譲 時期
農林水産部	農業経営・所得向上推進課	各農業振興課	担い手確保・経営強化支援事業費補助金	R8.4.1
	園芸大国推進課		持続できるさくらんぼ産地緊急支援事業費補助金 (園芸ハウス導入緊急支援事業費補助金)	R8.4.1
			持続できるさくらんぼ産地緊急支援事業費補助金 (共同利用施設における省エネ・省力化設備等緊急支援事業費補助金)	R8.4.1
	農村計画課	各農村計画課	遊休農地リスタート事業費補助金	R8.4.1
			地域の農地等管理継続支援事業費補助金	R8.4.1
森林ミクス推進課	各森林整備課	林業・木材産業効率化対策支援事業費補助金	R8.4.1	

(2) 事務権限 2 件

提案部局	本庁 所管課	総合支庁 移譲先	許認可の名称	移譲 時期
農林水産部	農業経営・所得向上推進課	庄内水産振興課	沿岸漁業改善資金貸付資格認定事務	R8.4.1
		各農業振興課	農地転用違反情報の公表	R8.4.1

注1 所管課及び移譲先は、今後の組織改編により変更される場合がある。

注2 予算を伴う事業については、今後の予算編成過程において変更される場合がある。